

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会中間とりまとめ(案)－消費者の視点に立った製品安全の確保を目指して－に関する意見

2006年11月17日

日本弁護士連合会

3頁11行目

行政においてはこのような事業者、消費者の自立的な製品安全向上に向けた行動を支援する社会的枠組み作りを重要な課題として取組むべきである。

(意見の概要)

製品安全の分野で事業者と消費者間に圧倒的な知識・技術・情報量の格差がある。消費者の自立には、まず、行政のこれらの格差を正に向けた積極的な取組みが不可欠である。

(意見及び理由)

消費者と事業者との間には製品そのものの構造や製造工程等に関する知識・情報量に圧倒的な格差があるうえ、製品事故情報を含めた製品の危険性に関する情報（どのような製品にどのような危険が潜んでいて事故が発生しているか）すら、消費者には十分に提供されていない。適切で十分な情報と適正な分析結果の提供がなければ、消費者は安全な製品を選択し、危険を回避することはできない。また、事業者にこうした情報の提供の努力義務を宣言するだけでは不十分であることは、これまでの事故例から明らかである。

このような、事業者と消費者の間に圧倒的な知識・情報格差のある製品安全の分野においては、行政は、単に、事業者と消費者の自立的な製品安全向上に向けた行動を支援するという取組みだけではその責務を果たしたことにならない。

製品事故情報の徹底した収集・提供はもとより、製品の危険性に関する様々な情報を消費者に代わって収集し、これを消費者が容易に入手して活用できるような、一覧性、検索性をもつシステムの構築など、情報格差の是正に向けた積極的取り組みを行なうべきである。

国土交通省では、自動車不具合情報ホットラインを通じて、自動車に発生した不具合・危険・危害情報をユーザーから直接収集し、これをホームページで公表している（以下、自動車CISシステムという）。この経験からも、事業者の自主的自律的安全確保の取組みは、こうしたシステムのもとで期待しうるものである。

また、消費者は製品に関する専門的知識も技術も持ち得ない。したがって、製品事故の原因究明や原因分析など、専門的知識や技術を要する部分についても、行政が消費者に代わって積極的に取り組み、その成果を消費者が活用できるような方法で提供すべきである。

3頁13行目

消費者においても、商品選択の際に、価格のみに着目するのではなく、製品安全に対して前向きに取り組む事業者の製品を選択するとともに、選択した製品を常に安全に使用するための使用方法の確認、点検等を自ら行なうなど、製品使用者としての責任を常に自覚することが期待される。

(意見の概要)

消費者が、製品安全に取り組む事業者を選択し、製品使用者として適切な行動をとるために、製品事故情報や事業者の対応が具体的、確実に消費者に提供される必要がある。

(意見及び理由)

消費者が、製品安全に積極的に取り組む事業者を評価し選択するなど、市場メカニズムの中で製品安全の促進に一定の役割を果たしうる存在であること、また、消費者が製品の使用に際して一定の注意を払うべき必要があることは否定しないが、製品の安全を確保すべき責任は、あくまでも、製品についてのあらゆる情報（製品の専門的・技術的情報、事故情報など安全性に関わるすべての情報）を保有している製造事業者にある。

現在のように、製品事故情報を含めた製品安全に関する情報が事業者に偏在し消費者に提供されない市場環境のもとでは、消費者に製品使用者としての責任を自覚せよと期待する前提、基盤が欠如していることを行政は認識すべきである。

消費者が製品安全に積極的に取り組む事業者を評価するためには、いかなる事業者のいかなる製品でいかなる事故が生じ、それに事業者がどのような対応・取り組みを実行したかを具体的・詳細に知る必要がある。

また、消費者が様々な製品を使用するにあたってどのような注意を払うべきかを認識するためには、具体的にどの製品でどのような使用方法によってどのような事故が生じているかといった具体的、詳細な製品事故情報を知る必要がある。製品事故情報が迅速かつ適切具体的に知らされることが、消費者が製品を安全に使用し製品による被害の発生から自らの生命・身体や財産を守るために不可欠な情報であることは、今回のパロマガス湯沸かし器やシュレッダー事故の例をみても明らかである。

消費者に製品使用者としての役割、責任の自覚を期待するのであれば、その前提となる製品安全に関する消費者への情報開示システムを抜本的に改善すべきである。

3頁17行目

かかる社会的枠組みの下、製品安全に前向きな事業者が消費者からの支持を受けていっ
そう業績を向上させ、その結果、その事業者が新たな財・サービス・付加価値を創造する
という好循環が形成されることが期待される。

(意見の概要)

消費者が製品安全に積極的に取り組む事業者を支持・支援し、そうでない事業者を市場
から排除していくためには、危険・危害情報とその対策情報の開示が不可欠である。

(意見及び理由)

前述のとおり、消費者は製品自体及びその危険性等についての情報や専門的判断力をも
たず、製品や事業者の選択はもっぱら広告宣伝等の情報によることになる。消費者において、危険・危害情報を早期に開示し、危険防止に積極的に取組む事業者を評価していくと
いう意識を高めることは重要である。また、事業者においても、後日、事故隠しが発覚し、
重大事故を招いた場合に、事業者が消費者からの信頼を失い、失った信頼を回復することは
容易ではなく、また多大の費用を伴うことも、明らかとなってきている。しかしながら、
三菱製乗用車、トラックの欠陥隠し等が発覚した後においても、パロマ事件やシュレッダ
ー事故の再発を招いたように、事業者の自主的取組みのみに委ねたり、行政庁が事業者か
らの提供情報にのみ依存して事故情報の収集を行うに止まるならば、このような好循環が
形成されないばかりか、事業者が任意に開示しない危険を消費者が負うことになる。

今回の改正法案は、消費者の選択と事業者の取組みの好循環を実現するには、なお不十分なものであることは、他のコメントにおいて指摘したとおりである。

4 頁 4 行目

これらの例では、製造事業者等から国に対して報告がなされていないものや、事故発生から国に報告がなされるまで相当な時間を要しているものが少なからずあった。このため、国が重大製品事故の発生の事実を十分把握できず、その結果、事故情報の国民への還元や事故の再発防止を迅速に行えない事例も散見されたところである。

(意見の概要)

ガス瞬間湯沸器による CO₂ 中毒死傷事故などは、国がある程度の製品事故発生の事実を把握していた。国自身の収集、調査、分析能力の問題を取り上げて検討すべきである。

(意見及び理由)

平成 18 年 8 月 28 日に公表された経済産業省による「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」では、パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による事故として 28 件（死亡者数 21 名）が取り上げられている。

他方で、これまで、消費生活用製品についての事故情報の収集、調査、分析、公表を担っていた製品評価技術基盤機構（NITE）による消費者に対する情報提供では、パロマ工業と製造者が明記されたガス瞬間湯沸器による事故は僅かに 2 件であり、いずれも軽傷事例に過ぎなかった。

ところが、NITE はその事故情報収集においては、資料の確認できる平成 3 年以降において、すくなくとも、上記 28 件の事故のうち、9 事例（うち 4 事例は死亡事故）の事故情報を収集していた。

特に死亡事故の 4 例については、上記とりまとめでは事故原因が不正改造と判断または推定されているにもかかわらず、NITE では原因不明または調査中とされ、中ではガス瞬間湯沸器による事故かどうかさえ特定できていないものがあった。

つまり、NITE では、少なくとも上記取りまとめで公表されている事故に限ってみると重大事故 28 件のうち 9 件もの事故情報を入手し、うち 4 件で死亡事故が生じているにもかかわらず、パロマ工業製のガス瞬間湯沸器による死亡事故や重大事故が生じていることや同製品で不正改造が行われていることなどの情報を消費者に提供することができなかったのである。

パロマ事件でのこの問題は、確かに事業者からの情報提供が十分でないとの側面があるものの、事故情報を入手した NITE 自身の情報分析、調査能力、公表基準が十分でなく、事故情報の国民への還元ができず、再発防止ができなかつたことを明確に示している。

したがって、事故情報が最も集まりやすい製造・販売事業者の報告を制度化することは当然であるが、それだけでなく、製造事業者以外からも広く事故情報を収集する仕組みとともに、国の収集した情報の調査、分析能力や公表基準が不十分であったことを認識した上で、その新たな体制・基準の構築、既存の体制等の整備強化を図らなければならない。

4 頁 2 3 行目

②行政庁は重大な製品事故情報を収集するよう努力すべき旨を改正法案に規定されたところであり、これに加えて、独立行政法人を含めた関係政府機関においては、事故情報が組織間で有効に活用されるよう努力すべきである。

(意見の概要)

消費生活に関する関係政府機関等においては、重大事故に限らず事故情報の収集・分析に努力し、相互に有効活用できる体制整備を図り、一般にも開示されるべきである。

(意見及び理由)

消費者用製品に関する行政庁及び政府関係機関が、製品事故情報を収集し、これを社会的に共有する体制をとるとともに、事故原因の分析や被害拡大の防止のために必要な措置をとることは、当然の責務である。改正法案では、重大事故情報についてのみ、主務大臣に情報収集の努力義務を新設しているが、これが不十分であることは別途指摘した。

事故情報は、多様な情報先からの情報が集積されることによって、そのこと自体が原因調査に重要な資料となるものであり、関係行政機関の情報が集約的に活用されることは有益であり、かつ必要である。

とりわけ、各地の消費者センターなどから国民生活センターに集約されている情報は、事故現場に近く、当事者からの聞き取りや現物調査などもなされている場合があり、貴重な情報であって、原因調査や被害の拡大防止に活用される意義がある。警察や消防署、病院、民間検査機関等と情報収集の連携をとることが欠かせない。

他方、経済産業省に今後集積されることが期待される製造業者のみならず、修理業者や販売業者からの情報も、専門事業者からの情報として、国民生活センターや各地の消費者センターにおける消費者への助言や指導、国民への啓発活動に極めて重要である。

また、これらの情報が関係機関相互に有効活用されるだけでなく、一般にも開示・共有されることが必要であることは、別途指摘しているとおりである。

そのためには、一覧性と検索可能性を有するデータとして活用できることが必要であり、報告様式、実施方法等について、開かれた場で検討を進めることが必要である。

5頁5行目

国が早期かつ網羅的に事故情報を把握できるシステムを構築し、消費者の視点に立った製品安全施策を推進するためには、製造業者又は輸入業者が、自ら製造又は輸入した製品に係る事故情報を知ったときには、その情報を国に報告することを義務化すべきである。

(意見の概要)

「国が早期かつ網羅的に事故情報を把握できるシステムを構築」するためには、製造業者等だけでなく関連事業者やユーザー等からの情報も統合したシステムとすることが必要。

(意見及び理由)

国が早期かつ網羅的に事故情報を把握できるシステムを構築し、消費者の視点に立った製品安全施策を推進することは極めて重要な課題である。しかし、この目的を実現するには、今回の改正法案で示されている製造業者又は輸入業者による事故情報の報告義務化だけでは明らかに不十分である。

国土交通省が2002年から行っている自動車CISシステムでは、自動車不具合情報ホットラインを通じて、自動車に発生した不具合・危険・危害情報をユーザーから直接収集し、これをホームページで公表している。その目的は、国土交通省が自ら自動車の不具合情報を早期に収集してこれを分析し迅速なリコールを実施することと、自動車等の製造業者のリコール隠し等の不正行為を防止するところにあるとされている。

ホットラインで収集された情報は、「車両の不具合状況については、ユーザーの申し出によるものであり、国土交通省でその内容を確認しているものではありませんので申し出の内容については国土交通省では責任を負いかねます。」「車両不具合情報には、設計・製造に起因するものに限られておらず、整備不良やユーザーの使用ミスなど他の要因に起因するものも含まれます。」との注意書が付されており、欠陥によるものと判断されていないことを明記し、早期公表による事業者の不利益に配慮し、国土交通省のホームページにおいて、車名、受付日、自動車の通称名、不具合装置名によって検索可能な状態で公表している。このシステムが事業者の国土交通省への報告義務の履行を促し、消費者にとっても貴重な情報源となっている。

消費生活用製品の分野においても、行政が早期かつ網羅的に事故情報を把握するには、この自動車不具合情報ホットラインと同様の収集・製造業者名や機種、型式を含めた公表システムを早急に構築するべきである。また、消費者の視点に立った製品安全施策を推進するためには、収集された事故情報が消費者に活用され、さらなる情報収集の契機となることが求められる。この機会に、事故情報が真に「国民の共有財産」となるよう、収集・分析・公表制度の抜本的な改善が必要である。

6 頁 4 行目

⑦なお、このような製造事業者又は輸入事業者に事故情報を集中的に報告させるシステムを構築することは、製品安全に一義的責任を有する製造業者又は輸入業者が自ら製品事故対応を充実させていく上でも意義がある。

(意見の概要)

製造事業者又は輸入事業者に事故情報を集中的に報告させるだけでなく、国においても広く関係者から網羅的に事故情報を把握できるシステムを構築することが必要である。

(意見及び理由)

製造事業者又は輸入事業者はこれまでも消費者や販売業者、修理業者等から提供される多くの事故や不具合情報を把握してきたが、その情報が製品事故の防止に十分に活用されてこなかったことの反省に立って、今回の改正法案が提案されているはずである。製造事業者等にだけ危険・事故情報が集中し、その開示が製造事業者等の裁量にかかるシステムは、製品事故の防止には不十分であるとの認識がまず必要である。

そこで、国も危険・事故情報を収集・分析するシステムの必要性が求められるが、その場合に、報告情報の対象を狭く設定すれば、その効果は限定的なものに止まる。また、パロマ事件を見るまでもなく、国が収集した情報もこれまで十分に活用されてこなかったことは前述のとおりである。

こうした問題を解決するために、2000年に発覚した三菱自動車のリコール隠しを受けて国土交通省が実施している自動車の不具合・事故情報を、専用電話回線を設置して広くユーザー、ディーラーから収集し、ユーザー等からの情報であることを明記した上でその都度、自動車の製造業者、型式等も含めて国土交通省のホームページで開示し、機種毎の検索も可能であるCISシステムを導入したことは、高く評価される。

このような制度によって製造事業者等は報告義務を適切に履行することはもとより、早期に欠陥や改良すべき不具合を見つけ出しが容易となり、事業者にとっても消費者にとっても有益である。CISシステムでは製造事業者名や製品名、型式も記載されているが、そのことによって消費者に混乱が生じてもいない。安全情報の重要性が国民的に理解され、こうした制度の有用性が評価されこそすれ、そのために事業者に不当な競争上の損害が生じていることはない。これこそ、わが国の製品安全文化が成熟してきていることを示すものといえる。

6 頁 8 行目

⑧他方、製造業者又は輸入業者以外のものであっても、製品事故の発生を知り、製造業者又は輸入業者のみならず、行政庁にも直接通知することが適當と考えられる場合には、行政庁へ通知できることが重要である。行政庁は、このような情報について十分な調査・分析を行うために、通知を行った者、製造事業者又は輸入事業者に対して十分な確認を行った上で、適切に対応すべきである。

(意見の概要)

行政庁にも直接通知することが適當と考えられる場合には行政庁に通知できるというのでは不十分。製品の流通・修理に関わる事業者にも直接通知する義務が課せられるべき。

(意見及び理由)

製造業者又は輸入業者以外であっても、販売や修理等を業とする事業者がユーザーからの第1次の危険・危害情報の提供先であることが少なくない。また、パロマ株式会社製のガス湯沸かし器の販売会社がパロマ工業株式会社であったが、パロマ工業株式会社を製造業者として提訴された事案があったように、販売会社が製造業者でもあると社会的に認識されている場合も多く、事故情報にも多く接している（製造物責任法では実質的製造業者として製造物責任を負う。）。製品の安全確保のためには、こうした第1次情報を受け取る可能性が高い販売業者や修理業者からの情報が重要である。

「行政庁にも直接通知することが適當と考えられる場合には、行政庁へ通知できる」との記述は、「行政庁への通報は本来なすべきではないが、例外的に通報することが許される」との趣旨にも読めるもので、不適切である。製品に起因することが否定できない事故の情報を得た時には、製造業者に提供するだけでなく、系列業者の場合であっても、行政機関にも報告することを義務化すべきである。とりわけ、報告義務の対象事故を比較的重大な事故に限定する場合には、こうした情報は再発防止に不可欠の情報である。

また、これら販売業者等からの報告情報も、製造業者等の報告情報とともにホームページ等で開示され、社会的に広く共有される制度の構築が製品事故を防止する要である。

さらに、行政庁が事故情報を分析するについて、「通知を行った者、製造事業者又は輸入事業者に対して十分な確認を行」うべきとしているが、行政庁が常に製造業者等にまず事故情報を提供し、製造業者等に反論の機会を与えなければならないと解すべきでない。原因調査が適切になされることは当然であるが、再発防止のためには、「十分な確認」ではなく、迅速な対応が必要である。

6頁13行目

(3) 対象となる製品

- ① 改正法案においては、報告義務対象となる製品は、他の法令により個別に規制されているもの（例：自動車、化粧品、医薬品等）を除いた消費生活用製品を広く対象とすることとしている。
- ② これは、今後、技術革新等に伴い新たな製品が次々と出現する現状にかんがみ、対象となる製品をポジティブにリストアップする方式では対応が不完全なものになるおそれがあるため、対象外の製品を除いたネガティブリスト方式とすべきとの考えによるものである。
- ③ なお、製造事業者又は輸入事業者が業務用として製造又は輸入している製品であっても、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能であり、現に、当該製品を一般消費者が使用して、次の（4）のような製品事故の被害に遭った場合には、報告の対象とすべきである。

(意見の概要)

消費生活用製品を広く対象とすること、ネガティブリストによること、業務用製品も含めることは適切である。ネガティブリストへの登載製品は最小限に限定すべきである。

(意見及び理由)

近時、特定商取引法においても、指定商品・役務制度の廃止の検討がなされているところであるが、とりわけ製品安全の領域においては、技術の進展や製品開発が著しいことから、法令の対象外製品を設けることは極力回避すべきことはいうまでもない。今般の改正で、原則、消費生活用製品を包括的に対象とすることとしている点は評価できる。

また、事業者が業務用製品として製造・販売している製品であっても、消費者が入手可能で、利用して事故を生じた場合（非事業者性については、消費者契約法における判例等が参考となる）等を含めて対象とすることが必要である。

しかしながら、ネガティブリストにおいて、これを広くリスト化していくならば、実質的にはネガティブリストの方式をとった意義を失わせかねない。よって、その検討は慎重かつ公開での審議の上で行われるべきである。

(4) 行政に報告すべき事故の範囲

製品事故に関する報告への確実な対応を確保し、効果的な制度運用を図る観点から、行政庁に報告すべき事故は、以下のような重大製品事故に限定することが適当である。この考え方従い、改正法案においても、その具体的な内容については政令で定めることとしているものの、報告すべき事故の範囲については重大製品事故とする旨が規定された。

a) 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。

▶ 死亡事故

▶ 重傷事故（治療に要する期間が三十日以上の負傷・中毒）（例：身体欠損、失明等）

▶ 一酸化炭素中毒

b) 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。

▶ 火災（各消防本部が火災として認定したものであって、製造事業者又は輸入事業者がその事実を覚知したもの。）

(意見の概要)

行政に報告すべき事故の範囲は、死亡事故、重傷事故、一酸化炭素中毒等が生じた事故、火災等の「重大製品事故」に限定すべきではない。

(意見及び理由)

行政に報告すべき事故の範囲は、死亡事故、重傷事故、一酸化炭素中毒等が生じた事故、火災等の「重大製品事故」に限定すべきではない。

回転ドアやエレベーターによる死亡事故など、これまでの様々な事故を省みれば、身体欠損や長期の治療を要するような傷害にまで至らないような事故が複数回生じた後に重大事故が発生し、重大事故発生後の調査で、重大事故の発生の予兆ともいべき当該製品による事故が多発していたことが明らかになるということが繰り返されている。今回、「消費者の視点に立った製品安全の確保」を真に目指すのであれば、小さな事故や危険に注目することによる、大きな製品事故の未然防止が徹底的に図られなければならない。にもかかわらず、「重大製品事故が発生したら報告せよ」という制度は、最初から重大事故の未然防止を目指していないことを自認するものというほかない。

製品事故情報は、何よりもまず、消費者が製品を安全に使用し製品による被害の発生から自らの生命・身体や財産を守るために不可欠な情報である。具体的にどの製品でどのよ

うな使用方法によってどのような事故が生じているかといった具体的、詳細な製品事故情報を消費者に知らせることは、被害の未然防止に最も有効な手段である。

当該製品を自らが市場に投入し、あるいは消費者による使用に関与した製造事業者等は、消費者がその製品によって危害を受けることのないよう消費者の安全を確保する義務を負っているのであるから、製造事業者等は、その事業に係る製品について事故の発生を知った際は、「重大製品事故」に限らず、本来的に、その事故情報を消費者に直ちに提供すべき義務を負っているというべきである。

この消費者への事故情報提供義務の一環として、行政庁への報告義務が位置づけられるのであるから、行政庁への報告義務の対象となる事故を「重大製品事故」に限定する理由は全くない。ましてや、重大事故を30日以上の治療を要するものと定義するようなことは、本制度の意義を失わせかねない。改正法案では、「危害の拡大」の前に「発生」を挿入し、「危害の発生及び拡大」の防止を掲げているが、報告義務の対象やとるべき措置についても、その改正法文にふさわしい規定ぶりがとられるべきである。

中間とりまとめ（案）は、報告対象を「重大製品事故」に限定する理由を、「製品事故に関する報告への確実な対応を確保し、効果的な制度運用を図る観点から」と述べているが、要するに、軽微な事故まで報告されたのでは行政庁が制度を運用できないと言っているにすぎない。報告対象事故を「重大製品事故」に限定すれば、製造事業者等は、報告対象に該当する重大事故か否かの判断に迷うだけであり、かえって製品事故に関する報告への確実な対応を確保できなくなるだけである。

以上のいかなる観点からも、報告対象を「重大製品事故」に限定する理由はない。製品の使用に伴い生じた事故で、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外の「製品事故」について、広く報告義務を課すべきである。

7頁18行目

①改正法案においては、報告期限について、省令において定めることとしたところである。報告の起算日は、通報、通知等により、重大製品事故の発生の事実を知った時とし、製造事業者又は輸入事業者は、起算日から10日以内に行政庁へ事故報告を行うべきである。

(意見の概要)

原則的な報告期限とは別に、緊急措置を必要とする場合には直ちに報告すべき。製品の欠陥によって生じたものでないことが明白として不報告の場合への制裁が必要である。

(意見及び理由)

報告期限として、事故発生の事実を知った時を起算点として、10日以内との案が提案されている。原則として10日程度を容認するとしても、当該事業者の支店等で知ったために本社での把握が遅れた場合であっても、その期限は延長されないとすべきである。

また、事故の再発防止のために緊急措置を必要とする場合には、直ちに報告すべきとすべきである。

なお、製品の欠陥によらないことが明白な場合には報告義務が課されていないが、パロマ事件でもみられたように、事業者の判断によって製品の欠陥によらない事故であるとして報告されないことが多かった。事業者の誤った判断によって期限内に報告されなかった場合にも、期限内に報告がなかったものとして取り扱われるべきである。

8 頁 7 行目

④なお、事故報告の窓口は、報告の迅速性や製造事業者又は輸入事業者の利便性等を考慮し、経済産業省（本省）に一本化すべきである。また、事故報告制度の創設に伴う混乱を避ける観点から、経済産業省は事業者が問い合わせができるような専用窓口を設置すべきである。

（意見の概要）

報告義務のある事業者のための報告や問い合わせの専用窓口を設置する場合に、その他の者からも広く収集し、他の機関も情報を活用できるよう制度設計すべきである。

（意見及び理由）

現状においては、消費生活用製品についての事故情報の受付窓口が統一されず、これが製品事故情報の収集、分析、調査、公表という流れの中で機能不全を生じている側面がある。事業者の報告や問い合わせのために受付窓口を一本化することには、取り扱いの統一の観点から合理性もある。

しかしながら、かかる一元的受付体制を構築しても、事故情報が事業社内に隠蔽されたり、事業者において適正に収集、報告できなければ、制度自体が有効に機能しない。

そのためには、経済産業省において、報告義務が課される事故情報のみならず、事業者及び消費者等から広く製品事故情報や危害情報等の提供を受ける体制が必要となる。自動車 CIS システムと同様の制度を設け、修理事業者や消費者などから広く情報を収集することにより、経済産業省において、事業者が事故報告を適正に実施しているかどうかのチェックが可能となり、上記の一元的受付体制によって事故情報が確実に収集されることにつながる。

また、事故情報の受付窓口の設置においては、上記の報告義務のある事故情報、任意提供情報等の受付が適切になされるよう制度設計をすべきである。

なお、経済産業省に情報が集中することになった場合に、自動車 CIS システムにおいてとられているように、これらの情報が他の省庁はもとより、国民も共有できるシステムとすることが重要であり、また、不可欠である。

8 頁 1 2 行目

(6) 製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故

①製品の欠陥によって生じたものではないことが明白な事故については、今回の事故報告義務化の対象からは除外する旨、改正法案に規定された。

a) 自動的に対象外とすべきもの

○ 故意に人体に危害を加えた場合（例：自殺等）

○（略）

b) 個別に判断を要するもの

○（略）

9 頁 3 行目

③また、個別に判断を要する事例については、製造事業者又は輸入事業者が行政庁に事故報告をすべき事故であるか否か判断に迷う場合が少なからず発生するものと思われるが、消費者保護の観点からは、製造事業者又は輸入事業者が可能な限り幅広く事故情報を行政庁に報告することが望ましい。

（意見の概要）

製品の欠陥によって生じたものでないことが客観的に確定した事故以外については、広く報告義務の対象とすべきである。

（意見及び理由）

製品の欠陥によって生じたものでないか否かは、判然としないことが多い。例えば、今回問題となっているガス湯沸かし器の一酸化炭素中毒事件においても見られるところであるが、事故当時、被害者自身の自殺や病気、過失、あるいは第三者の行為の介在が疑われ（電気製品等による発火事件ではほとんど放火が疑われている）、そのために製品事故として報告されることなく、製品事故情報が被害の未然防止に活かされないままとなっているケースも多い。「自動的に対象外とすべきもの」の例として「自殺」があげられているが、自殺であることが客観的に明白でない限り、「製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」として取り扱われることがあってはならない。

したがって、製品の欠陥によって生じたものでないことが客観的に確定した事故以外については、広く報告義務の対象とすべきである。

また、「個別に判断を要するもの」として、「一般消費者の目的外使用や重過失の場合等」があげられているが、これまでも、消費者から事業者に申し出られた事故について、消費者の誤使用や目的外利用あるいは重過失として、事業者内部で止められ、被害の再発を繰り返してきた例はいとまがない。このような判断を個別に事業者の責任において行うこと

を容認する制度はとるべきでない。

そのためには、一方で、製造業者等以外の事業者や消費者等から広く情報を収集する制度とともに、報告義務事業者が、製品の欠陥によって生じたものでないことが客観的に確定した事故でないにも関わらず報告をしていない場合には、報告義務に違反したものとして取り扱うことが必要である。

3、国による事故情報の公表について

①改正法案においては、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、国は、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表することとする旨規定された。これと同時に、実際の運用においては、類似の製品事故の回避のために消費者に対して注意喚起を行う観点及び製品の改良・改修等を促進するため製造事業者等に対して注意喚起を行うとの観点から、事故にかかる製品の種類や事故の態様等の一定の事故情報を、事故報告を受けた後、迅速に公表することが必要である。

(意見の概要)

重大事故が発生した場合には、当該製品がすべて既に回収されているなどの特別の事情がない限り、製品名を含む公表が必要である。重大事故に至らない場合も同様である。

(意見及び理由)

既に重大事故（1ヶ月以上の治療を要する等の定義は重大に過ぎる）が発生した場合を報告義務の前提とした改正法案において、さらに、「重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるとき」と、そうでない場合とに区分して、後者の場合は製品一般名による公表に止め、前者の場合にのみ、製品名や事故の内容等を公表するとする改正法案は消費者の安全確保の観点から極めて不十分である。

そもそも、製品による重大事故が発生した場合には、当該製品が極めて少数であり、すべて既に回収されているなど特別な事情の場合を除き、原則として、重大な危害の再発（改正法案によれば、既に重大な危害が発生していることが報告の前提となっている）・拡大のおそれがあるというべきである。

また、消費生活の安全のためには、重大事故の徹底した未然防止が図られるべきであって、そのためには重大ではない製品事故情報こそ、収集し、消費者に環流し、事業者の製品改良等に活用されるよう社会的に共有されるべきである。そのためには、事故の原因が製品の欠陥によるものであるかどうかにかかわらず、事故の情報を共有するための制度として、自動車CISシステムと同様の制度を設けるべきである。

10頁24行目

②また、国が何らかの方法で重大製品事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、当該製造事業者又は輸入事業者が報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名についても、可及的速やかにホームページで公表するとともに、必要に応じて、記者発表を行うようにすべきである。

(意見の概要)

国は、事故情報を早期に把握し、報告義務者の義務履行を確実にするために、製造業者等以外の消費者、消費者センター等からも収集し、開示する体制整備をはかるべきである。

(意見及び理由)

国は、消費生活の安全を確保するために必要かつ十分な事故情報を早期に把握するとともに、製造業者等の報告義務の履行を確実にするために、「何らかの方法」で事故を知るのではなく、製造業者等以外の消費者、消費者センター等からも事故情報を収集し、開示することを制度として整備すべきである。その対象として、重大事故の発生のみを対象とするのではなく、重大事故をもたらすおそれがある事故情報を広く収集する制度を設けるべきである。また、事業者の「意図的義務懈怠」に起因して情報を公表するのではなく、事故情報が、消費者を含め社会的に共有して製品事故の防止のために活かすべき情報であるという認識のもとに、具体的な製品名（製造業者名を含む）を含め製品事故の具体的な内容を公表する制度を設けるべきである。

製造事業者等の報告義務の懈怠（意図的であれ過失の場合であれ）や虚偽報告に対する制裁としては罰則や体制整備命令によるべきであり、事業者名、機種、型式の公表は、事業者に対する制裁としてではなく消費者の安全確保のために整備されるるべき性質のものである。

11頁1行目

③なお、改正法案においては、製造事業者又は輸入事業者が、報告の義務を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認められるときは、国は当該製造事業者又は輸入事業者に対し、重大事故情報に関する情報を収集及び提供等をするために必要な体制の整備を命令することができると規定されている。

(意見の概要)

事業者の報告義務の誠実な履行は安全確保に不可欠であり、報告義務の懈怠又は虚偽報告に対し体制整備命令とは別に、履行確保に十分な罰則が必要である。

(意見及び理由)

事業者に強制的報告義務を課すのは、消費者の安全確保のためにその確実な履行が必要不可欠であるためである。ましてや、重大事故（その定義そのものが不適切であることは別途述べた）の報告義務の懈怠又は虚偽報告が確認できたときは、将来的な報告の確保のために、事業者自身の改善計画整備と改善の実行を確認できない限り、迅速な改善命令が求められる。

報告のための体制整備命令違反とは別に、報告義務の懈怠又は虚偽報告の事実について罰則規定が必要である。今回の改正法案では極めて重大な事故について、体制整備命令に違反した場合にはじめて発動する罰則規定であり、かつ、製造・輸入業者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に止まっており、自動車運送車両法との対比においても不均衡、不適切である。

11頁7行目

4. 関係各主体による事故の再発防止に関する責務

- ①製造事業者又は輸入事業者は、自ら製造又は輸入した製品に係る事故が生じた場合、当該製品事故が発生した原因調査を行うとともに、必要な場合には、当該製品の回収その他の措置をとるよう努めるべきである旨、改正法案において規定されている。
- ②販売事業者は、緊急命令等によって製造事業者又は輸入事業者が行う製品の回収等の再発防止措置について、可能な範囲内で、当該製品の販売の停止、在庫情報の提供等、当該措置が円滑に進むよう協力していくべきである旨も改正法案において規定された。
- ③なお、製造事業者等が倒産又は廃業等となっている場合については、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が当該製造事業者等に代わって、製品の危険性に関する情報を消費者に周知し、消費者が危険を回避できるようすべきである。

(意見の概要)

製品の危険・危害情報を消費者に開示、周知させることは、事業者等の責務であるとともに、経済産業省等自身の責務でもある。事業者の倒産等によって生じる責務ではない。

(意見及び理由)

製造事業者等が消費者の安全確保のために、製品にかかる危険・危害情報を消費者に開示、周知し、危険な製品の回収等をなすべきことはいうまでもない。製品に欠陥がある場合には製造物責任を負うものである。あわせて、消費生活の安全確保を責務とする行政機関においても、危害・危険情報を収集し、事故原因を分析するとともに、迅速に事故情報を消費者に開示し社会的に共有するための措置をとる責務を負っている。事業者が倒産又は廃業となっている場合にのみ、かかる義務を負担しているのではないことを明記すべきである。

11頁19行目

(1) 任意の製品事故報告制度

- ① 上記の報告義務から除外される製品事故は、引き続き経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構における任意の報告制度等を通じて幅広く把握すべきである。
- ② 経済産業省は、上記の任意の報告制度等によって知り得た事故情報については、必要に応じて、報告収集等により、事故原因の究明を図り、当該事故が製品起因であることが明らかな場合には、製造事業者等に対して適切に指導を行うべきである。

(意見の概要)

報告義務の対象外の危険・危害情報を広く収集し、「必要に応じて」ではなく、報告義務にかかる情報と総合して安全確保に活用する制度を導入することが必要である。

(意見及び理由)

今回の法案では極めて重大な事故情報のみを報告義務化しているにすぎず、報告義務の対象をより小さな事故に広げる必要がある。その上で、報告義務から除外される危険・危害情報についても広く収集し、分析することが、重大事故を未然に防止するために極めて重要である。その際、製造業者等の事業者からの報告に限るのではなく、自動車CISシステムのように、消費者や消費者から相談を受けた消費者団体、消費者センターなどからの情報を集積し、これらを開示して社会的に共有する仕組みをとることによって、情報収集を充実させるとともに、報告義務を負う事業者の適正な報告の履行を確保し、事業者自身の安全確保のための取組を促すことになる。国民生活センターや消費者団体などの監視機能も期待される。

(4) 関係行政機関の体制整備

事故情報の報告の義務化に伴い、今後、事故情報が経済産業省に集まることとなる。消費生活用製品の安全対策には、事故情報を迅速かつ的確に収集して、消費者に還流することに加え、事故情報を専門的に分析して、製品に問題がある場合には、当該製品の製造・輸入事業者に対して回収、改善を行うことが、再発防止にとって極めて重要である。また、製品の機能、技術等や業界動向に対し、専門的知見を持った部局が対応することが重要であり、そのためには経済産業省の組織をあげた体制整備を図ることが必要である。

(意見の概要)

これまで事故情報の収集・分析・消費者への環流、事業者への指示のいずれも機能していないなかつたことを踏まえ、他と連携した抜本的体制の整備を具体的に示すべきである。

(意見及び理由)

これまでの経済産業省における消費者用製品安全のための体制では、事故・危害情報の収集・分析・消費者への環流・開示、事業者への指示・命令等が適切に行われてきたとは到底いえない。最近のパロマ事件やシュレッダー事件は重篤な被害をもたらした顕著な例であるが、それらの例に限らない。経済産業省においても、情報収集・分析・開示のための抜本的な人的物的体制整備が必要であることはいうまでもないが、具体的な体制を示すべきである。

同時に、消費者用製品自身が多様であるうえ、多くの事業者が関与し、消費者の使用形態や事故態様も多様である。その安全確保は、ひとり経済産業省のみで行うべきものではなく、またなし得るものでもない。関係行政機関、事業者、消費者の協力・連携が不可欠であり、経済産業省だけがすべてを行うとの視点からは、実効性をあげえないであろう。とりわけ、警察・消防・国民生活センターとの効果的な連携、消費者自身の安全への関心を高めるための消費者との双方向的情報共有の意義を重視すべきである。

(5) 自らの安全を守る消費者の自覚

製品を日々使用し、維持・管理するのは消費者であることから、製品の安全確保を事業者のみで達成することは困難であり、消費者自らも責任を自覚して行動する必要がある。例えば、製品購入時には安全な製品を選択し、製品の回収に協力し、製品の状態について点検することが期待される。このため、家庭内における製品安全の点検方法や注意事項等を効果的に消費者へ周知するため、製品安全点検に係る啓発活動を広く行い、消費者の活動を促すとともに、これを国民運動に高めるよう関係者は努力すべきである。

(意見の概要)

設計において安全確保すべきものは設計に反映させるべきである。安全な製品や事業者の選択には、消費者に十分な情報が開示され、適切な相談場所があることが不可欠である。

(意見及び理由)

消費者の安全確保のために必要な点検方法や使用についての警告表示は具体的でわかりやすく表示されていなければならない。しかしながら、設計において対応でき、また対応すべき欠陥は、点検指示や警告表示ではなく、設計そのものにおいて安全策がとられなければならない。

また、安全な製品を選択し、安全性を重視した製造・販売を行う事業者を選択するためには、そのために必要な情報が十分に、日常的に、消費者に開示されていなければならない。とりわけ事故情報や事故に対するリコール等の措置についての情報が消費者に開示されていなければ、安全な製品を選択することも、安全重視の事業者を選択することも不可能である。

(6) 製品安全文化の定着

製造事業者又は輸入事業者は、製品の高機能化や多様性、低コストのみを追求するのみではなく、消費者に安全な製品を供給し、安全な消費生活の実現に常に配慮していく。特に、事故情報を基に、次の製品を製造する際、設計段階からこうした情報を反映した製品作りをすることが重要である。また、販売事業者又は修理事業者等においても、消費者が製品を安全に使用し、安全な消費生活が送れるようきめ細かな対応をしていく。国も消費者の安心・安全、あるいは製品安全問題について、中核的な政策課題として取り組んでいく。さらに、消費者も製品の安全の確保について自ら行動していく。

このように、消費生活の安心・安全が経済社会における重要な価値として位置付けられること、すなわち「製品安全文化」を経済社会に定着させていくことが重要である。

(意見の概要)

消費者の安全・安心は国の政策課題の中核をなすべきものである。高い「製品安全文化」は、小さな危険・危害情報を消費者と共有し、欠陥責任を負う制度の上にこそ築かれる。

(意見及び理由)

国民の安全・安心を確保する観点からだけでなく、国際市場におけるわが国の製造業への信頼を確保していくための産業政策上も、わが国に製品安全文化が築かれていくことは重要である。

しかし、製品安全文化と呼べるためには、製造業者等が小さな事故情報を重視し、消費者とともに高い安全性を確保していく制度・仕組みが不可欠である。「消費者が安全性確保に自ら動く」とは、消費者も危険・危害情報を提供し、多様な事故情報を製造業者等と共有して、自ら事故回避を図るだけでなく、製品や事業者を選択し、安全文化を高める一翼を担っていくことである。そのためには、国の広範な事故情報収集体制と開示制度が必要である。

今回の消費者用製品安全法の改正法案は重大事故のみの回避を目標とするもので、政策のもとでは高い製品安全文化の醸成は期待できない。

また、製造業者や輸入業者等は、製造物責任法によって、製品の欠陥による事故による損害の賠償責任を負っているが、製造物責任法が制定後10年を経て十分に機能していないことも、製品安全文化と逆行する事態を招いている要因の一つである。その原因として、消費者に欠陥と因果関係の立証責任があるが、消費者側には危険・危害情報を把握・活用できず、製品評価技術基盤機構等が原因究明において十分機能していないこと等があげられる。製造物責任法が適正に機能するための改正にも、早急に着手すべきである。